

配偶者の扶養の範囲内で

お勤めのみなさまへ

~あなたの年金が変わる~ 大切なお知らせ





以下の勤め先が対象です。

2016年10月~

従業員数 501人以上

の勤め先

2022年10月~

従業員数 101人以上

の勤め先

2024年10月~

従業員数 **51人以上**

の勤め先

Step 2

以下の全てにチェックが 入つた方が対象です。

check 週の所定労働時間が 20時間以上

h check 所定内賃金が 月額8.8万円以上

check 2ヶ月を超える雇用の 見込みがある

check 学生ではない

※基本給及び諸手当を指します。ただし、残業代・賞与等は含みません



適用拡大 特設サイト

https://www.mhlw.go.jp/ tekiyoukakudai/index.html



説明動画はこちら

ご自身の年金額を調べたい方は

公的年金 シミュレーター

https://nenkin-shisan.mhlw.go.jp/









配偶者の扶養の範囲内で お勤めのみなさまにお知らせ。

あなたの年金・医療保険が 変わります。

年金の3つの 保障が充実!

これまで

これから

厚生年金も受け取れます。

厚生年金 障害 基礎年金

遺族 **厦** 生 年 余

年金が 2 階建て"になり保障がワイドになります!

年を取ったら受け取る







働き手が亡くなったら受け取る





医療保険がさらに充実!

傷病手当金

病休期間中、 給与の2/3相当を支給



出産手当金

産休期間中、 給与の2/3相当を支給



扶養基準(130万円)を意識せず働けるようになります。

これまでは、被扶養配偶者の年収が130万円以上になると、保険料負担(国民年金・国民健康保険)が新たに発生するものの、保障内容に変化はありませ んでした。これからは、所定内賃金が月額8.8万円以上等の各種要件を満たした場合に、厚生年金(厚年)・健康保険(健保)に加入し保険料負担(厚年・ 健保)(労使折半)が新たに発生するものの、その分保障も充実します。

